

巻	頁	章・節	質問内容	回答
上	457	4.5.15	<p>タイル陶片の浮きに対しては、注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法を推奨されていますが、現実的には、注入口付ではないアンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法を採用し、アンカーピンを目地ではなく、無振動ドリルを使用し、タイルに打ち込む傾向が多く見受けられます。何故タイル陶片浮きは注入口付のみなのでしょうか？機械固定が陶片浮きに対しては有効ということでしょうか？</p>	<p>注入口付でない場合の全面注入では、注入圧力による浮き上がり防止のため、固定ピンの樹脂硬化後に、注入口を穿孔し樹脂注入しなければなりません。タイル陶片浮きの場合、1枚のタイルごとに処理しなければなりません。1枚のタイルに複数の穿孔はタイル破損の恐れがあります。注入口付きアンカーピンの場合は、機械固定によって、浮き部への樹脂注入圧力によって浮きあがるのを防げます。</p>
上	464	4.6.3	<p>アスベスト含有吹付材の外壁改修工事については、標準仕様書及び監理指針で決められるものはないと考えてよろしいか。P464に記載がありますが、レベル1扱いとなるのでしょうか。レベル3扱いとなるのでしょうか。</p>	<p>アスベスト含有吹付材の処理は外装、内装に関わらず改修標仕9章によることとなります。ただし、4章6節の建築仕上用塗材については、どのレベルの扱いになるか不明確でした。そのため、平成28年4月に建築研究所と日本建築仕上材工業会の共同研究による「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」が策定されていますので、参考にしてください。</p> <p>なお、建災防マニュアルによるレベル分類は石綿ばく露(粉じん発生量)レベルによるもので、建材の区分としては便宜的なものです。建材の例示は目安であり、ばく露レベルを勘案して、対策を講じる必要があるとマニュアルには説明されています。建築用仕上塗材はレベルの分類表に例示されていないので、石綿の含有量や除去作業の方法や規模による粉じんの飛散の程度によって判断する必要があります。同趣旨の記述が上記指針にも記述されています。</p>
上	464	4.6.3	<p>4.6.3 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整 「既存塗膜の除去にあたってアスベスト粉塵が飛散する場合には…」とH28年版から追記されていることについて外壁改修をする場合は既存塗材のアスベスト含有調査が義務化されたということでしょうか？ また、含有されていた場合の除去方法について何か定めはありますか？</p>	<p>法令改正や改修標仕の改正は行われていませんので、従来と扱いは変わりませんが、既存建築仕上用塗材に石綿が含まれる場合があるため、注意喚起のため改修監指に書き加えたものです。</p> <p>除去方法については、粉じん飛散のレベルによって判断することとなりますので、建築研究所と日本建築仕上材工業会の共同研究による「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」等を、参考にしてください。</p>

上	148	3.2.6	内装の下地水分量測定判断基準はインテリアフロア工業会によるものが存在するが、防水の下地水分量は具体的な判断基準で示すものがありません。どの資料を参照すればよろしいでしょうか。	防水下地の水分量の判断基準としては、1986年までのJASS 8の解説に「一般に乾燥程度の測定装置には確実なものはないが、普通コンクリートの場合Kettの水分計を用いて8%以下の状態であれば一応安全圏内にあるといえる」の記載がありました。が、現在はありません。 また、「建築工事監理指針 上巻」9章には、乾燥状態の判断方法として、1)高周波水分計による下地水分の測定 2)下地をビニルシートやルーフィング等で覆い、一昼夜後の結露の状態 3)コンクリート打込み後の経過日数 4)目視による乾燥状態の確認 が記載されていますが、判断基準は示されていません。
下	429	8.16.5	スタッド溶接でカラーの無い方向から打撃試験をカラー無いもの全てに実施というが何本も曲がったままでよいものか？(カラー不良が何本もあった場合)	打撃試験結果、溶接部に割れその他の欠陥が生じない場合はそのまま差し支えありません。
上下		4.3.2 4.3.4 4.4.9～ 4.5.15 7.2.3	・ひび割れの挙動する、しないの見分け方をおしえて下さい。 ・自動式エポキシ樹脂注入工法でひび割れが躯体を貫通する場合、室内へ樹脂が流れてこないか不安ですが、そのようなクレームはございませんか？ ・タイルの浮きと下地モルタルの浮きを見分ける方法はございますか。 ・重量シャッターの危害防止がすでにされているかを見分ける方法はございますか。 ・鉄部でRB種の下地調整後、塗装した際、除去した部分としなかった部分の段差が出てしまうことは許容されるものでしょうか。	・ひび割れが挙動するか否かの判断については、本指針4.3.2(e)に解説があります。(P391～392) ・ひび割れ貫通部の樹脂漏れ対策については、本指針4.3.4(c)に解説があります。(P395) ・タイル陶片の浮きは1枚ずつ目地からも剥離し、下地モルタルの浮きは目地とタイルが一体的に剥離しますので、ある程度目視で判断可能と思います。なお、タイル陶片の浮きの場合の打診音はモルタル層の浮きに比べて高いと言われています。 ・RB種の場合の許容段差については、場所や用途で異なる美観上の判断になりますので、見本で確認する等、適宜判断ください。